

金融を取り巻く環境変化に対応した規制の見直しについて

平成29事務年度金融行政方針では、「銀行代理業制度や店舗制度の課題の検討等、フィンテック時代に対応した制度の点検・見直しを行う。」としているところ、関係者から寄せられた規制緩和要望等を踏まえ、以下の対応を行うこととし、関係法令等について、パブリック・コメント手続を行った上で所要の改正を行う。

1. 店舗の休日規定の見直しについて

【現状】 銀行の休日は、法令により土曜、日曜、祝日、12月31日から1月3日までとされている。ただし、当座預金業務を営まない店舗に限り、設置場所の特殊事情等により休日としても顧客利便性を著しく損なうことがなければ、金融庁長官の承認を受けた日を休日とすることができる。

【対応】 当座預金業務を営む店舗（銀行代理業者の店舗を含む。）も、顧客利便性を著しく損なうことがなければ、休日の承認を受けられることとする（銀行法施行令、銀行法施行規則等の改正）。

⇒ 例えば、顧客へ十分周知するなど顧客利便性を確保することにより、近接する2つの店舗について、片方を月曜、水曜、金曜に営業し、もう一方を火曜、木曜に営業するといった弾力的な運営も可能となる。

2. 共同店舗について

【現状】 複数の銀行等による共同店舗の運営については、単体の店舗と同様に顧客情報保護のための体制整備の規定が適用されるほか、監督指針で顧客の誤認防止や防犯上の措置を講ずることが求められている。このため、共同店舗内に遮断壁を設置し、職員を銀行ごとに配置し事務作業も個々に行うといった措置を講ずる結果、共同化の支障となる懸念がある。

【対応】 複数の銀行による共同店舗の運営基準等について次の点を明確化する（主要行等向けの総合的な監督指針等の改正）。

- ⇒ 遮断壁や間仕切りを設けずとも、顧客情報保護のために必要な措置を講じればよいこと
- ⇒ 適切な態勢整備を条件に、職員の兼務や外部委託が可能であること
- ⇒ 銀行代理業制度を活用することで、ある銀行の職員が他方の銀行の業務を実施するなど弾力的な店舗運営ができること

3. 信用金庫等による地区内への転入予定者への貸付けについて

- 【現状】 信用金庫等の地区内へ転居を予定する者は当該信用金庫等の会員等資格がなく、員外貸付先としても認められないため、転入前に住宅ローンの貸付を行うことができない。
- 【対応】 地区内に転入確実な者を会員等に準ずる者に位置付け、転入前に住宅ローンの貸付けを行うことができるようにする（信用金庫法施行規則等の改正）。

4. 銀行代理業者と所属銀行に課せられた書面交付義務の緩和について

- 【現状】 銀行代理業者が外貨預金を販売する際、契約締結前交付書面等の交付義務が課せられ、所属銀行にも同様の交付義務が課せられている。
- 【対応】 銀行代理業者とその所属銀行のどちらか一方が当該書面等を交付すれば足りることとする（銀行法施行規則等の改正）。

5. 銀行代理業者が所属銀行のディスクロージャー誌を縦覧に供する手続きの簡素化について

- 【現状】 銀行代理業者は所属銀行のディスクロージャー誌を縦覧に供した場合、銀行代理業者の店舗にも備置き（インターネット画面で閲覧可能な状態とすることも認められる。）が求められる。
- 【対応】 銀行代理業者の顧客が所属銀行のディスクロージャー誌にインターネットでアクセスできる場合は、当該備置き義務を免除し、インターネット上のアドレス等の提示で足りることとする（銀行法施行規則等の改正）。

6. ディスクロージャー誌縦覧開始届出の廃止について

- 【現行】 銀行は、ディスクロージャー誌の縦覧を開始した場合、当局に開始したことを届け出なければならない。
- 【対応】 銀行法施行規則等について本規定を廃止する。

7. 預金以外の金融商品を扱う窓口に係る規制の緩和について

【現状】 預金以外の金融商品を扱う場合、顧客への商品説明義務に加えて、特定の窓口の設置や当該窓口ごとに預金との誤認防止のための表示が義務付けられている。

【対応】 顧客への商品説明義務に加え、特定の窓口の設置や当該窓口ごとに預金との誤認防止のための表示の義務付けは過重な負担と考えられるため、特定窓口の設置義務を廃止し、誤認防止表示は窓口ごとの表示ではなく適切な表示（店舗レイアウトに応じた表示）で足りることとする（銀行法施行規則等の改正）。

8. 信託契約代理業に関する規制緩和について

【現状】 信託契約代理業に登録しようとする法人は、役員が銀行等（保険会社を含む。）以外の法人の常務に従事する場合、登録申請書にその旨の記載が求められている。

また、信託契約代理業に登録しようとする法人又は役員を変更しようとする法人は、登録申請書又は役員の変更届出書に役員の履歴書を添付しなければならない。

【対応】 証券会社は、取締役が兼職する場合に当局への届出義務があり、銀行等と同様に当局として取締役の兼職状況を把握することができることから、証券会社の役員が信託契約代理業者の役員を兼職する場合、当該兼職の事実を登録申請書へ記載することを不要とする。

また、他の法令に基づき当局が既に履歴書の提出を受けている場合、当局として必要な確認ができることから、重複した履歴書の提出は不要とする（信託業法施行規則の改正）。

以上